

日本の近代化とアイヌ

日本政府が北海道の開拓に乗り出したとき、
アイヌの人たちをどう扱ったのだろうか。



●アイヌの人々の文化と生活

蝦夷地（北海道）では、日本本土が農耕社会に変わってからも、縄文文化を受けついで狩猟採集の社会を維持していました。蝦夷地の人々は本土から移住してきた人々や樺太からやってきた人々と交わりながら、アイヌといわれるようになりました。

アイヌの人々は、12世紀から13世紀にかけて、殺した熊の魂を神のもとに送り返すイヨマンテという祭りや音楽など、特色のあるアイヌ文化をはぐくみました。さらに狩猟採集で得たサケ、コンブ、毛皮などを東北地方などの人々と交換する交易で、金属製品やコメ、衣服、漆器などの生活必需品を得ていました。

江戸時代、幕府はアイヌの人口を増やすため、若い男女に結婚を奨励したり、天然痘を防ぐための種痘を実施したりしました。江戸時代末には人口は約2万人でした。

●アイヌの保護と日本国民化

明治時代になると、政府は本土から屯田兵を入植させて北海道の開拓につとめました。アイヌの人々に対しては、農業のやり方を指導し、農耕民として定住生活をするようすすめました。このために、死者が出たときに家を焼きはらう慣習を禁止しました。また、文明開化の観点から、男の耳環と女の入れ墨も禁止しました。

さらにアイヌの子弟に文字を教えるために学校を設立し、親に金銭をあたえて、子供を学校に通わせるよう指導しました。学校では給食を提供しました。

クナシリ島のアイヌの人々に種痘を施す江戸幕府の医師 幕末、ロシアの南下にそなえて、江戸幕府は蝦夷地を直轄領としました。折から天然痘が流行したので、幕府は1857年、数名の医師を派遣しました。千島のクナシリ島ではほぼ全員のアイヌの人々に種痘を実施しました。（平沢屏山『蝦夷人種痘之図』、北海道大学北方資料データベース）

しかしアイヌの人々は、土地を所有する観念がなかったため、新たに明治政府から認められた土地も、不利益な条件で賃貸したり手放したりしました。

そこで政府は1899（明治32）年、「北海道旧土人保護法」を制定し、農業を希望するアイヌに5町歩（約5万㎡）の土地を与えました。

そして、契約に慣れていないアイヌの人が和人（本土の日本人）に土地を取られないように、相続以外の土地の譲渡を禁止しました。このように、明治政府はアイヌを日本国民として保護しました。

●アイヌ文化振興法

ところが、この法律のもとでは農耕に適さない土地を与えられるような問題もありました。そして、戦後の占領軍による農地改革によってアイヌの人々の土地のほとんどが没収されたため、この法律はアイヌ保護法としての存在意義をなくしてしまいました。

また「旧土人」という呼称がしだいに差別的な意味合いを持つようになったため、法律は1997（平成9）年に廃止されました。

かわりに同年、アイヌ文化振興法が制定され、日本語と異なるアイヌ語や舞踊、工芸などのアイヌ文化を保存・振興していくことになりました。